

さ 国 協 第 5 号
令和 5年12月25日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市国民健康保険運営協議会
会長 柴田 潤一郎

さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

令和5年12月14日付け、福生国第5879号の諮問事項について、
別紙のとおり答申します。

担当 福祉局生活福祉部国保年金課
国保事業係 坂西、小澤、矢内
直通 048-829-1276
FAX 048-829-1938
Eメール : kokuho-nenkin@city.saitama.lg.jp



答 申 書

当協議会は、このたびの「さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問に対し、さいたま市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 令和6年度国民健康保険税率等

(1) 課税限度額について

次のとおり改定することが適当である。

基礎課税額	65万円（改定なし）
後期高齢者支援金等課税額	24万円（改定）
介護納付金課税額	17万円（改定なし）

(2) 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

ア 基礎課税額の保険税率

所得割	7.01%（改定なし）
被保険者均等割	35,000円（改定）

イ 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.60%（改定なし）
被保険者均等割	12,200円（改定）

ウ 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.24%（改定なし）
被保険者均等割	13,400円（改定）

2 本協議会の意見

保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものであり、安定的な財政運営のためには保険税率等の見直しは不可欠である。

均等割の引き上げをする必要性は理解する。引き上げ幅については、令和9年度に予定されている保険税水準の統一に向けて、段階的に引き上げのことを、応能応益割合を含めて検討されており、引き上げを抑制すると、将来に負担を先送りすることになるため、今回の改定はやむを得ない。

今後の引き上げにあたっては、適正な課税を行い、より一層の収納率向上への取組の推進、並びに医療費及び保険給付の適正化に努めることで早期に赤字を解消し、埼玉県標準保険税率に近づけるように検討されたい。

